

令和3年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理

② 指定希少野生動植物（条例に基づき県が指定）の追加指定と計画的な保護管理の推進

(1) 事業目的

県内に生息・生育する希少野生動植物の保護を図り、生物の多様性が確保された健全な自然環境を次代に継承します。

(2) 取組状況

「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特に保護を図る必要のある「指定希少野生動植物」を5種指定しています。（資料編：表1）

これらは保護管理計画を定め、モニタリングや保護増殖などの保護管理事業を実施することとしています。

また、地元団体や専門家等を「希少野生動植物保護巡視員」に認定し、生息生育環境の巡視活動及び普及啓発を行っています。

特にミナミアカヒレタビラについては、生息環境の変化から生息数の減少が見られたため、平成26年度に保護対策協議会を設置し、地元団体や専門家等と連携し、保護管理事業を実施しています。

また、地元団体と小学校が連携した保護活動や教育も行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516